

通達新旧対照条文

○貨物利用運送事業の承継の届出並びに譲渡し及び譲受け等の係る認可申請の処理について
 (平成15年7月7日 国総貨複第45号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け等に係る留意事項について</p> <p>第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け、第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併若しくは分割又は相続による貨物利用運送事業の継続の認可申請の際には、これらの事由に伴う事業計画又は集配事業計画の変更の有無について十分に確認し、もし変更がある場合は、当該事業計画変更又は集配事業計画変更に係る新旧を出させる等、所要の手続を行うこと。また、この手続において、事業計画又は集配事業計画変更申請内容の補正が必要な場合には、譲渡し及び譲受け等の予定日と補正内容を考慮して、柔軟で弾力的な処理を行うこと。なお、この際、貨物利用運送事業法施行規則第二十三条に定める手続を行う場合は、譲渡し及び譲受け等の認可申請と同時に審査及び認可を行うことができる。</p> <p>五 外航海運又は国際航空に係る利用運送事業を行う外国人等(法第6条第1項第5号イからニまでに掲げる者をいう。)に係る留意事項について</p> <p>外国人等については、承継の届出又は事業の譲渡し及び譲受け、合併及び分割の認可の規定がないため、こうした承継等の際には、承継等の</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け等に係る留意事項について</p> <p>第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け、第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併若しくは分割又は相続による貨物利用運送事業の継続の認可申請の際には、これらの事由に伴う事業計画又は集配事業計画の変更の有無について十分に確認し、もし変更がある場合は、当該事業計画変更又は集配事業計画変更に係る新旧を出させる等、所要の手続を行うこと。なお、この際、貨物利用運送事業法施行規則第二十三条に定める手続を行う場合は、譲渡し及び譲受け等の認可申請と同時に審査及び認可を行うことができる。</p>

完了後に事業を承継した者が新規申請をせざるをえない場合がある。したがって、こうした場合には、承継等の完了前に現に利用運送事業を営んでいる者の申し入れにより事前の審査を行った後、事業を承継した者の申請により承継等の日に登録又は許可ができるように処理を行うこととされたい。